

令和8年度旭平和墓園 一般墓地区画使用者追加募集案内



 今回の募集区画

目次

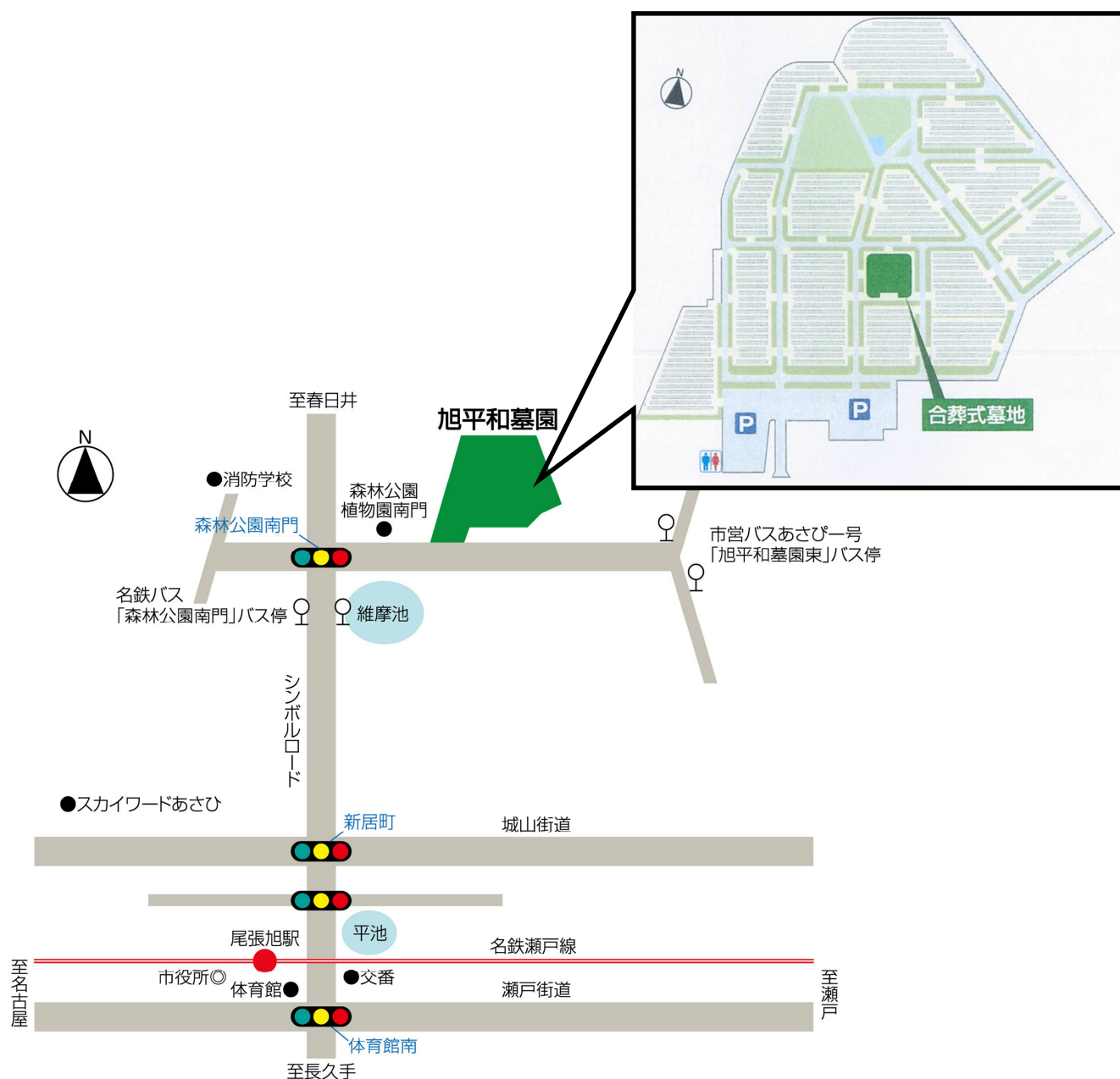
ページ

1	募集区画・永代使用料など	2
2	申込受付期間・場所	2
3	申込資格	3
4	申込みに必要な書類など	3
5	申込みの制限	4
6	申込みの際の注意事項	4
7	使用者の決定方法	4
8	抽選の方法・抽選結果の発表	5
9	抽選結果通知後の手続き	5
10	手続きの流れ	6
11	一般墓地の使用にあたっての手続き	7
12	墓碑などの施工基準	7
13	一般墓地区画詳細図	8
14	募集区画配置図	9
15	一般墓地 Q & A	13
16	使用申込書等記載例	15

【受付期間】 令和8年10月1日（木）～10月22日（木）

問合せ先：尾張旭市市民生活部環境課 電話0561-76-8134（直通）

【旭平和墓園案内図】



【施設概要】

- 所在地：尾張旭市旭ヶ丘町山の手 555 番地 1
- 一般墓地：4, 678 区画
- 合葬式墓地：個別埋蔵墓所：2, 000 体
共同埋蔵墓所：2, 500 体
- 駐車場：あり (101 台)
- 市営バスあさぴー号「旭平和墓園東」バス停より徒歩 2 分
名鉄バス「森林公園南門」バス停より徒歩 5 分

《市ホームページ》
旭平和墓園の案内



1 募集区画・永代使用料など

	区画	面積	募集数
募集区画	J区画	2 m ²	24区画
	H区画	3 m ²	10区画
	I区画	4 m ²	5区画
永代使用料	2 m ² 422,000円 3 m ² 583,000円 4 m ² 778,000円		
注意事項	(1) 各区画の「間口×奥行き」に関しては、8ページの「一般墓地区画詳細図」を参照してください。 (2) 募集区画の位置や番号は、9ページから12ページの「募集区画配置図」を参照してください。		

2 申込受付期間・場所

受付期間	令和8年10月1日（木）～令和8年10月22日（木） ★郵送の場合、10月22日（木）必着 午前9時～午後4時 ※土・日・祝を除く
受付方法	窓口、郵送又はオンライン
受付場所 (送付先)	尾張旭市役所 市民生活部 環境課環境施策係 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1 《オンライン申込フォーム》 



必ず、事前に現地（区画位置）を確認していただくとともに、次のページ以降の事項をよくご確認ください。一般墓地区画使用の申込みをしてください。

3 申込資格

申込資格

- ①申込日の1年前から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているかた
- ②祭しを主宰するかた
- ③一般墓地又は合葬式墓地の使用許可を受けていないかた

4 申込みに必要な書類など

(1) 尾張旭市旭平和墓園一般墓地使用申込書

必要事項を記入してください。

(2) 旭平和墓園一般墓地使用申込みチェック表

各チェック項目で、申込みに当たっての確認事項や必要な添付書類がそろっていることを確認し、「○」を記入してください。

※ 書類に不備がある場合は、受付せずに返却する場合があります。

(3) 尾張旭市旭平和墓園一般墓地使用申込書受付票

必要事項を記入してください。

※ 受付後、「受付年月日」と「受付番号」を記入してお返しします。

※ 受付（抽選）番号が記入されていますので、結果が通知されるまで大切に保管してください。

(4) 遺骨等の所有を証明する書類 ★ 該当者のみ

親族に死亡者があり、その遺骨を祭るため一般墓地を必要とするかたは、次の書類を添付してください。

ア	遺骨が自宅に保管してある場合	「火葬許可証」の写し※1
イ	遺骨が他の墓地に埋蔵しており、改葬する場合	「埋蔵証明書」の写し※1※2
ウ	遺骨が寺院等に保管してある場合	「収蔵証明書」の写し※1※2

※1 死亡者（遺骨）と申込者の関係が、「火葬許可証」の写し等で確認できない場合、加えてその関係を証明するための「戸籍謄本」の写しなどが必要となります。

※2 使用開始後に遺骨を埋蔵する際には、改葬許可証が必要となります。

(5) 返信用封筒（申込書受付票返信用） ★ 郵送で申請する場合のみ

切手（110円※）を貼り付け、申込者の郵便番号、住所及び氏名を記載したものを用意してください。申請書類を受理後、申込書受付票を返送します。

※ 令和6年10月1日から郵便料金が改定していますのでご注意ください。

5 申込みの制限

お申し込みいただける数は、1世帯につき1区画のみです。

既に、尾張旭市旭平和墓園一般墓地を使用されているかたや、使用されているかたと同一世帯のかたはお申し込みいただけません。

また、旭平和墓園一般墓地の使用者のかたは、**合葬式墓地を使用できません**のでご注意ください。

6 申込みの際の注意事項

- (1) 同一人が重複して申込みをされた場合や、同一の遺骨で複数のかたが申込みをした場合は無効となります。
- (2) 区画位置（区画番号）を指定することはできません。
- (3) 申込者以外は、墓地の使用ができません。使用者本人がお申し込みください。
- (4) 申込の際には、申込資格等の確認をさせていただきます。ご承知おきください。
- (5) 墓地の使用は、「許可するもの」であり、「売り渡すもの」ではありません。また、墓地の使用権は、譲渡や転貸することはできません。
- (6) 墓地の使用許可を受けた後、墓地が不要となった場合は、返還の手続きをしていただきます。その場合、使用許可を受けた日からの経過年数により、お支払いいただいた永代使用料に次の表に定める割合を乗じて得た額を還付します。**使用許可を受けてすぐに返還をされた場合も、使用料は一部のみしか還付できませんのでご注意ください。**

使用許可を受けた日からの経過年数	還付する使用料の割合
1年以内	85 パーセント
2年以内	70 パーセント
3年以内	55 パーセント
4年以内	40 パーセント
5年以内	25 パーセント
5年を経過した後	10 パーセント



上記の注意事項や法令又は条例、規則等に従わないときは、使用許可を取り消すことがあります。

7 使用者の決定方法

- (1) 一般墓地区画の使用者及び区画位置（区画番号）は抽選にて決定します。
- (2) 抽選日時・場所

抽選日時	令和8年10月30日(金) 午前10時から
抽選場所	尾張旭市役所 南庁舎2階 203会議室

注意事項	① 申込者は、抽選会場をご自由に参観いただけます。（申込者及びそのご家族以外のかたの参観はご遠慮ください。） ② 参観されるかたは、受付票をご持参ください。（受付票がない場合は抽選会場へ入場できません。） ③ 体調がすぐれない場合は参観をお控えください。
------	--

- (3) 抽選結果は、申込者全員に郵送で通知します。

8 抽選の方法・抽選結果の発表

- (1) 区画ごとに抽選を行い、当選者を決定します。

抽選にあたり、次に掲げる順に優先当選とします。

応募状況によっては、優先順位が高いかたのみで抽選を行う場合があります。

ア 親族に死亡者があり、その遺骨を祭るために墓地を必要とするかた

イ 60歳以上のかた又は60歳以上の親族と同居しているかた

- (2) 当選者が決定した後、引き続き「区画番号」の抽選を行います。



区画位置（区画番号）の指定はできません。すべて抽選により決定します。また、決定後の区画位置の変更もできません。

抽選結果は環境課窓口に掲示するほか、市のホームページに掲載します。また、申込者全員に郵送で通知します。

※ 電話での抽選結果のお問合せはご遠慮ください。

9 抽選結果通知後の手続き

- (1) 当選者に送付する「旭平和墓園一般墓地使用許可申請書」（第1号様式）を記入のうえ、期限までに提出してください。（当選を辞退されるかたは、「辞退届出書」を記入のうえ、期限までに提出してください。）

- (2) 当選者に送付する「永代使用料納付書」により、永代使用料を納期限内に指定金融機関で納付してください。

- (3) 「旭平和墓園一般墓地使用許可証」を次のいずれかの方法で受け取ります。

ア 郵送で受け取る場合

永代使用料納付後、環境課へ永代使用料の納付日を連絡してください。納付を確認後、許可証を自宅に郵送します。「受領書」及び「返信用封筒」を同封しますので、受領書に署名をしていただき、ご返送ください。

イ 窓口で受け取る場合

永代使用料を納付した際に受け取る「領収書」を環境課窓口へお持ちください。領収書を確認後、使用許可証を交付します。

10 手続きの流れ

申込書の提出

10/1（木）～10/22（木）

- 受付完了後、受付票をお渡しします。
- 郵送申込者には受付票を郵送いたします。
- オンライン申込者には受付メールを送信します。

抽選

10/30（金）

- 結果は、窓口、ホームページに掲載します。
（受付票の受付番号でご確認ください。）

結果を通知（郵送）

- 当選・落選に関わらず申込者全員に結果を通知します。
[11月19日（木）までに発送]

「旭平和墓園一般墓地使用許可申請書」の提出

12/2（水）まで

※ 必着

- 窓口又は郵送にてご提出ください。
- 期限までに提出がない場合、当選は無効となります。
- 辞退する場合は、辞退届をご提出ください。

永代使用料の納付

12/21（月）まで

- 12/7（月）以降、納付書を郵送します。
- 指定金融機関で納付してください。

「旭平和墓園一般墓地使用許可証」の交付

- 窓口での交付を希望する場合
納付後の「領収書」を環境課窓口へお持ちください。確認後、即日交付します。
- 郵送での交付を希望する場合
納付日を、12月21日（月）までに環境課（電話 0561-76-8134）へご連絡ください。入金を確認後、郵送で交付します。

許可証を受領後、

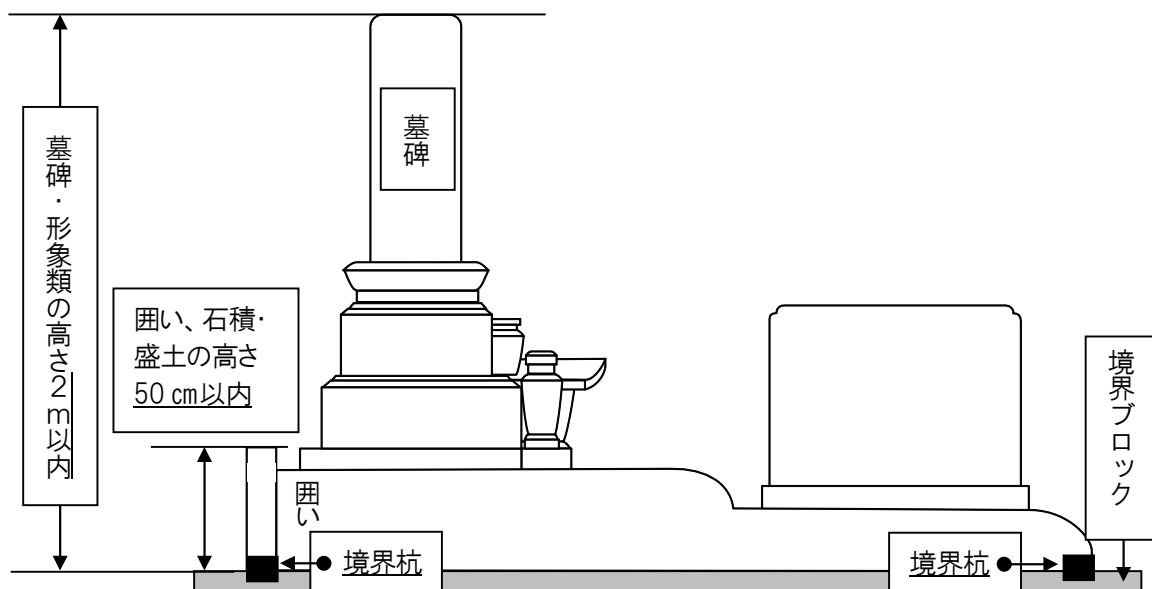
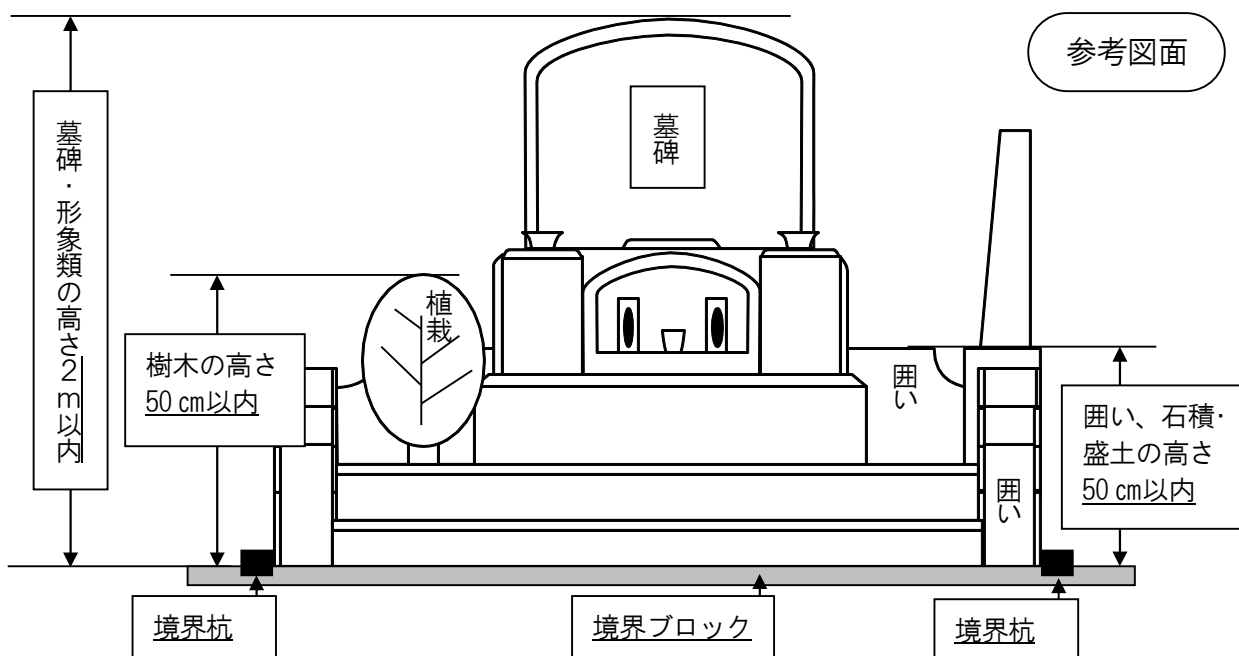
墓地の使用開始

11 一般墓地の使用にあたっての手続き

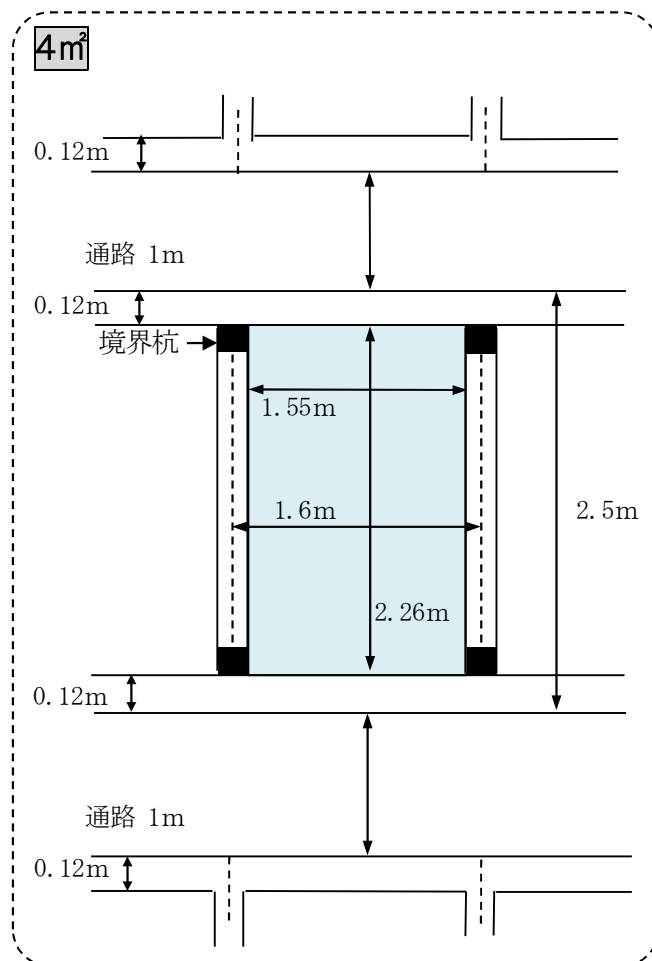
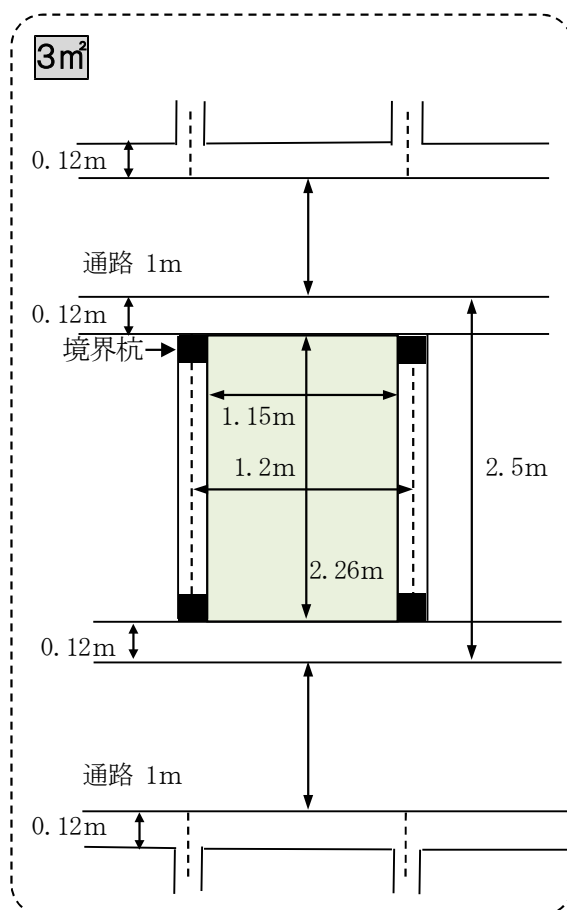
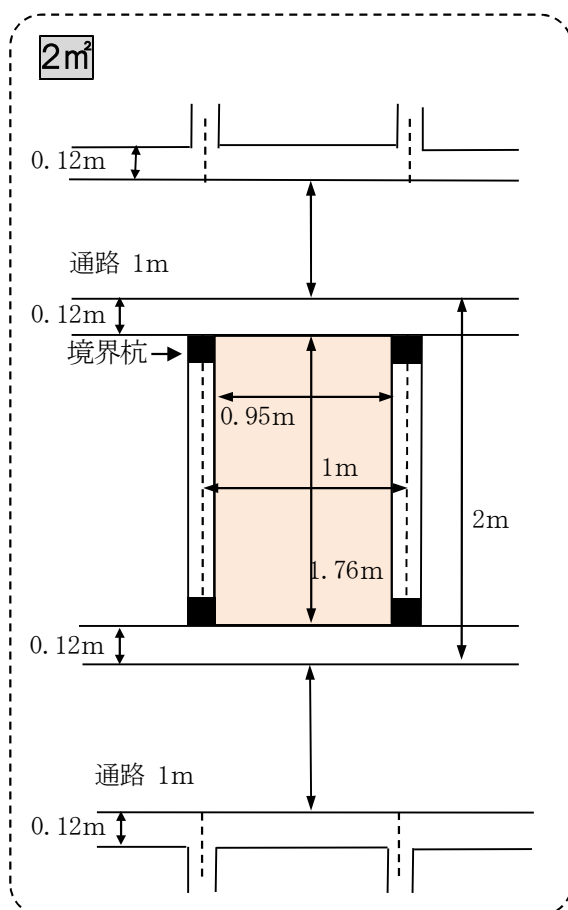
- (1) 一般墓地に墳墓の造営又は墓碑、形象類を新設若しくは改修しようとするときは、「一般墓地内工事着手届」に工事図面を添えて環境課に提出し、承認を受けてください。
- (2) 工事が完成したときは、「一般墓地内工事完成届」に完成写真を添えて環境課に提出してください。

12 墓碑などの施工基準

(1)	墓碑・形象類の高さ	2メートル以内
(2)	囲い、石積（盛土） 樹木等の植栽	境界杭・境界ブロックの内面から設置 高さは50センチメートル以内
(3)	境界杭及び境界ブロックは移動したり、取り外したりしないでください。	



13 一般墓地区画詳細図



14 募集区画配置図

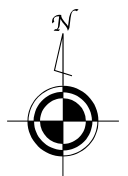


区画の大きさ	区画	募集区画数
2 m ²	J	24
3 m ²	H	10
4 m ²	I	5

J区画 2_m²

区画面積 2_m² 墓所数 308

269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308
231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268		
193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230		
157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192				
127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156										
97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126										
67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96										
33	34	35	36	37	38	39	40	41	41 ₋₁	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66						
1	2	3	3 ₋₁	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32								



令和8年度募集区画

J-121・137・154・160・164・170・174・177・184・186・192・210・211・215・220・
229・245・250・256・276・278・288・296・301（計24区画）

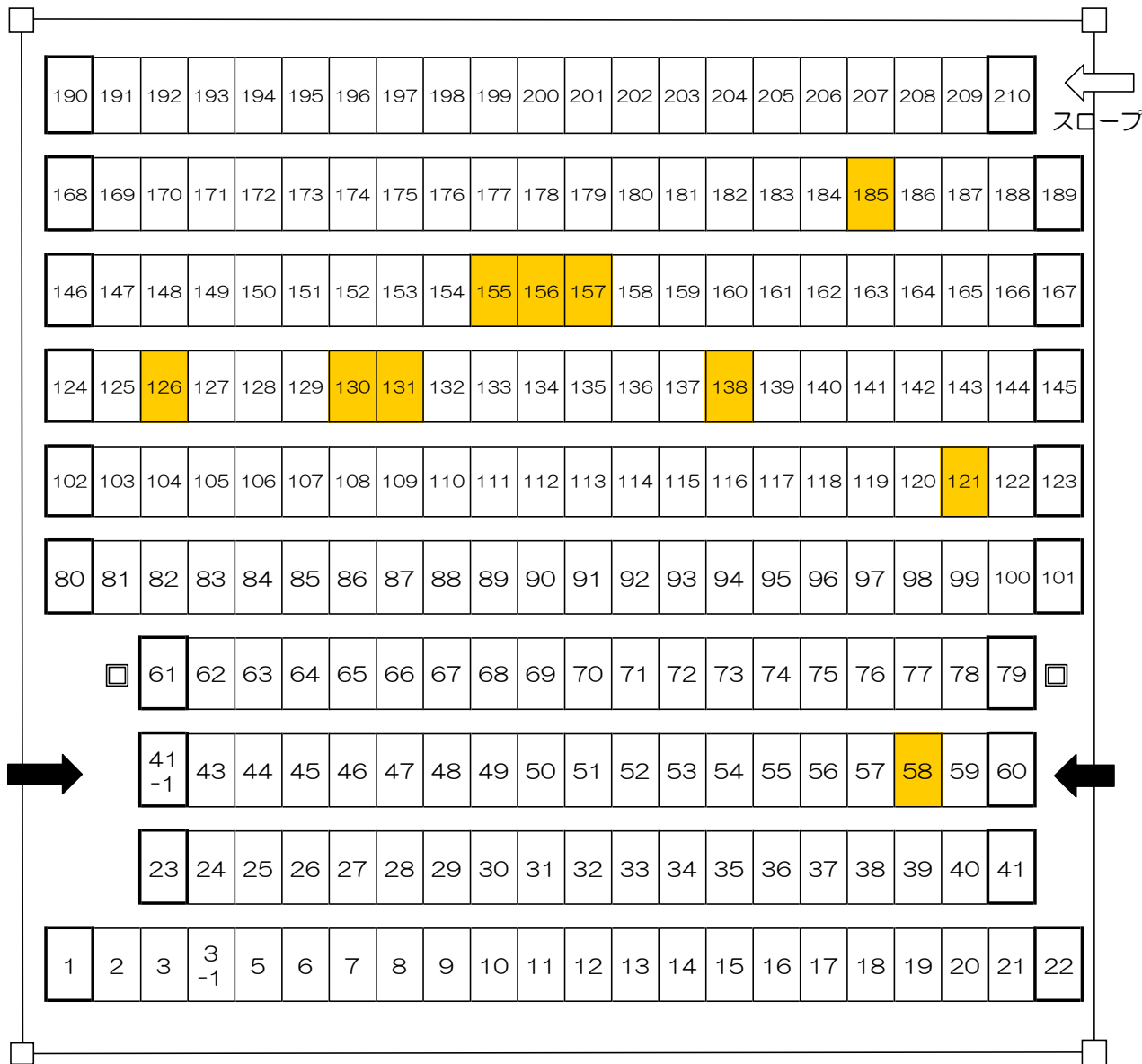
※ 区画位置(区画番号)を指定して申し込むことはできません。

※ 上記の募集区画は、一度使用者が決定した後、返還された区画となります。ご了承の上、お申込みください。



H区画 3m²

区画面積 3m² 墓所数 210



令和8年度募集区画 H-58・121・126・130・131・138・155・156・157・185 (10区画)

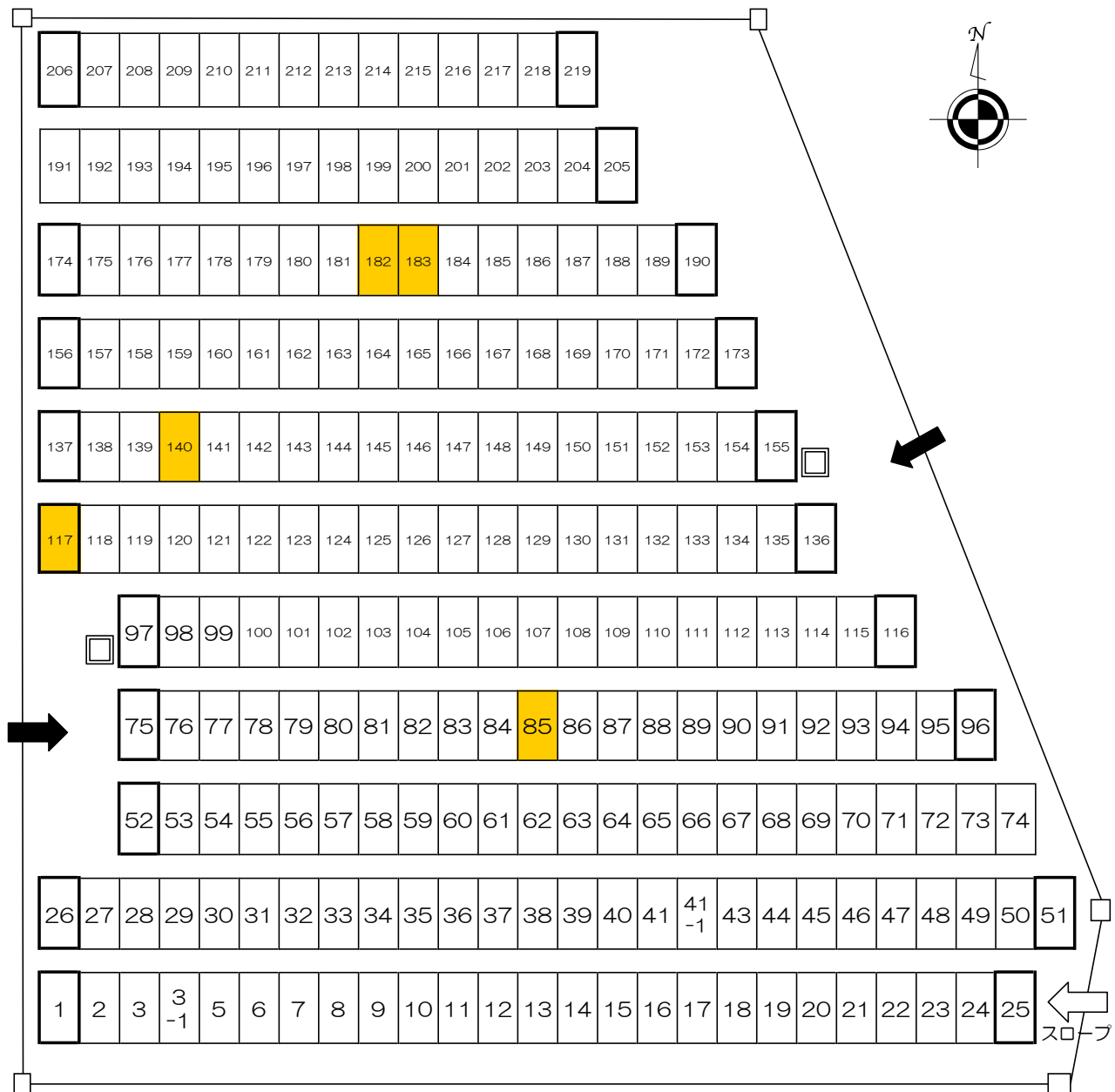
※ 区画位置(区画番号)を指定して申し込むことはできません。

※ 上記の募集区画は、一度使用者が決定した後、返還された区画となります。ご了承の上、お申込みください。

区画

4_m²

区画面積 4_m² 墓所数 219



令和8年度募集区画 I-85・117・140・182・183（計5区画）

※ 区画位置(区画番号)を指定して申し込むことはできません。

※ 上記募集区画は、一度使用者が決定した後返還された区画となります。ご了承の上、お申込みください。

15 一般墓地Q&A

Q 1 永代使用料以外に毎年の管理料の支払などがありますか。

A 1 お支払いいただくのは永代使用料のみです。しかし、将来的に管理料を負担していただくことになる可能性があります。あらかじめご承知おきください。

Q 2 将来的に墓地が不要になった場合はどうすればよいですか。

A 2 墓地が不要になった場合は、返還の手続きを行っていただきます。なお、既に墓碑等を建立している場合は、墓碑等を撤去していただく必要があります。

Q 3 墓地を返還した場合、永代使用料の還付はありますか。

A 3 墓地を返還された場合、使用許可を受けた日からの経過年数により、お支払いいただいた永代使用料に次の表に定める割合を乗じて得た額を還付します。

使用許可を受けた後、すぐに区画の返還をされた場合や、墓碑等を建立していない場合でも、使用料は一部のみしか還付できませんのでご注意ください。

なお、一般墓地を返還して合葬式墓地へ移る場合、合葬式墓地の永代使用料の減免を受けることができる場合があります。詳細は環境課までお問い合わせください。

使用許可を受けた日からの経過年数	還付する使用料の割合
1 年以内	85 パーセント
2 年以内	70 パーセント
3 年以内	55 パーセント
4 年以内	40 パーセント
5 年以内	25 パーセント
5 年を経過した後	10 パーセント

Q 4 一般墓地の使用許可を受けた後、いつまでに墓碑を建立しなければならないですか。

A 4 特に期限はありませんので、使用者の都合により、墓碑工事を行ってください。なお、工事着手時と完成時に手続きが必要です。

Q 5 墓碑工事をするにあたり、指定業者などがありますか。

A 5 指定業者はありません。また、石材業者の紹介は行っておりません。石材業者はご自身でお調べください。

Q 6 墓碑工事をするにあたり制限などがありますか。また、他の墓地から墓碑を移設することは可能ですか。

A 6 墓碑工事にあたり、高さの制限などの施行基準がありますのでご注意ください。この基準の範囲内のものであれば他の墓地からの移設も可能です。詳細は7ページ「12 墓碑などの施工基準」、8ページ「13 一般墓地区画詳細図」をご参照ください。

Q 7 清掃や草取りなど区画の管理は自分でしなければならないのですか。

A 7 使用許可を受けた区画の維持管理については、墓碑等の建立の有無に関わらず、ご自身で行ってください。遠方、高齢等の理由で管理が難しい場合は、清掃業務等の代行業者の利用もご検討ください。

Q 8 供花や供物などを処分する場所がありますか。

A 8 供花・草取りごみ専用の集積所を設置しています。あらかじめ袋をご用意いただき、口を縛ってお出してください。ごみの飛散につながりますので新聞紙にくるんで出さないください。

また、びん・缶その他の供物等はお持ち帰りください。

なお、年末年始、お彼岸（春・夏）、お盆の期間は臨時の集積所を設置します。あらかじめ袋をご用意いただき、口を縛ってお出してください。（可燃ごみのみ。可燃ごみ以外はお持ち帰りください。）

Q 9 墓地の使用者を市外在住の親族に変更することはできますか。

A 9 可能です。どなたに引き継がれるかを決めたくて環境課までご相談ください。特に、使用者が亡くなった場合は、できるだけ早く、確実に手続きを行ってください。

Q10 転居などをした場合も手続きが必要ですか。

A10 転居や転籍など使用者に変更がある場合や、使用者がお亡くなりになった等の理由で使用者を別の人に変更する場合などは、手続きが必要です。

Q11 将来の墓地の管理に不安があるのですが。

A11 お墓を引き継ぐ人がおらず、管理がされない無縁の墓地は、雑草の繁茂など、他の墓地や利用者に迷惑をかけることとなります。このような事態にならないよう、墓地のお申込みにあたっては、将来にわたり管理が可能かどうか、よくご検討ください。

なお、旭平和墓園には、管理や引き継ぐ人が不要な合葬式墓地があります。一般墓地から合葬式墓地に移ることも可能です。詳細は環境課までお問い合わせください。

Q12 その他、利用にあたって気を付けることはありますか。

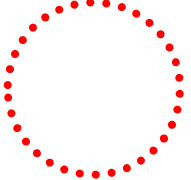
A12 墓地の使用権を得たことや、墓園の手続きについて、ご家族によくお伝えください。過去には、親が墓地の永代使用権を取得したものの、子がその事実を知らず、使用権の承継が行われていなかったというケースもありました。

16 使用申込書等記載例

(1) 一般墓地使用申込書記載例

尾張旭市旭平和墓園一般墓地使用申込書						
申 込 者	ふりがな	へいわ たろう		生年月日	昭和●●年●月●日	
	氏 名	平和 太郎		世帯主氏名	☒ 申込者に同じ	
	住 所	〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1 電話 0561-53-2111		世帯主との続柄	☒ 本人	
		本 籍	☒ 住所に同じ		希望区画に○	昭和◆◆年◆◆月
					民となった日	
				希望墓地面積	2 m ² ・3 m ² ・4 m ²	
埋 蔵 者	死亡者の氏名 (死産の場合は 父母の氏名)	平和 一郎		申込者との続柄	父	
	死亡年月日 (死産の場合は 分べん年月日)	令和〇〇年〇〇月〇〇日		埋蔵者がいる場合は記入する。 ※添付書類が必要		
の 60 同 歳 居 以 親 上 族	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考	確認	
	平和 花子	母	S▲▲年▲▲月▲▲日	60 歳以上の同居の親族がいる場合は記入する。		
			年 月 日			
上記のとおり尾張旭市旭平和墓園の一般墓地を使用したいので申込みます。 なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議は申しません。 また、尾張旭市旭平和墓園一般墓地使用申込書に添付書類を提出することを確認することと同意します。 令和△△年△△月△△日 尾 張 旭 市 長 殿 以下は記入しないでください。						
受付年月日	受付番号(抽選)	添 付 書 類		備 考		
		1 火葬許可証の写し 2 収蔵証明書の写し 3 埋蔵証明書の写し 4 戸籍証明の写し		【添付書類について】 埋蔵者がいる場合は 1～3 のいずれかを添付する。1～3 で埋蔵者と申込者との続柄が確認できない場合は、加えて 4 を添付する。(添付書類は原本ではなく写しを提出する。) ※詳細は 3 ページ参照		

(2) 一般墓地使用申込書受付票記載例

尾張旭市旭平和墓園一般墓地使用申込書受付票		
申込者	ふりがな	へいわ たろう
	氏 名	平和 太郎
	墓地面積 ☒ 2 m ² ☐ 3 m ² ☐ 4 m ² ※ 申込みをする区画に ☒ をしてください。	
1 抽 選 日：令和8年10月30日（金） 午前10時から 2 抽選会場：市役所南庁舎2階 203会議室 ・ 抽選を参観されるかたは受付票をご持参ください。 ・ 申込者及びそのご家族以外のかたの参観はご遠慮ください。 ・ 体調がすぐれない場合は参観をお控えください。 3 抽選にあたり、次に掲げる順に優先当選とします。応募状況により、優先順位が高いかたのみで抽選を行う場合があります。 (1) 親族に死亡者があり、その遺骨を祭るために墓地を必要とするかた (2) 60歳以上のかた又は60歳以上の親族と同居しているかた 4 抽選結果は全員に郵送で通知します。11月19日（木）までに発送。市のホームページ、窓口にも掲載します。電話での問合せはご遠慮ください。		
受付年月日	受付番号(抽選)	
		

・環境課窓口で受付後、受付年月日・受付番号を記入します。

・記入後、返却しますので、抽選結果の通知が届くまで大切に保管しておいてください。